

建業第 2 2 2 号
建技第 4 2 9 号
平成 27 年 2 月 17 日

交通基盤部出先機関の長 様
各農林事務所長 様

交通基盤部長

「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価の適用について」並びに「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（通知）

このことについて、別添 1 のとおり平成 27 年 1 月 30 日付け国土入企第 27 号にて国土交通省土地・建設産業局長通知により、技能労働者への適切な賃金水準の確保について、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等の促進に関する要請があり、また、国においては、別添 2 のとおり特例措置を定めたことから、本県においても、下記のとおり取り扱うこととしたので、適切な運用をお願いします。

記

「平成 26 年度 静岡県建設資材等価格表（公共工事設計労務）（第 2 期）等について（平成 27 年 1 月 30 日付け建技第 411 号）」により、業務委託等に関して平成 27 年 2 月 1 日以降に、設計積算するものから業務委託等技術者単価を適用することとしたが、これに伴い、次のとおり特例措置を定める。

1 措置の概要

平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、2 に定める委託業務の受注者は、「静岡県業務委託契約約款」第 51 条の規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができることとする。

2 具体的な取扱い

原則として、平成 27 年 2 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の間に契約を締結する委託業務のうち、新労務単価適用前の単価により予定価格を積算してい

るものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

変更後の業務委託料＝P新×k

この式において、P新及びkは、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

3 その他

落札者決定通知後の委託業務にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の委託業務にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

担当：建設業課 指導契約班
技術管理課 積算班
電話：054－221－3059
054－221－2131